

昭和44年度

学 生 便 覧

熊 本 女 子 大 学

# 学 生 便 覧

## 目 次

1. 沿革概要	1
2. 校歌	2
3. 熊本女子大学学生歌	3
4. 学則	4
5. 大学の関係法令	18
6. 大学の規程に関する事	23
7. 履修方法	30
8. 大学の事務機構及び取扱事務	33
9. 図書閲覧に関する学生心得	34
10. 願出及び届出等に関する事	38
11. 奨学生に関する事	42
12. 教職員一覧	43
参考 昭和44年度行事予定	47

## 1. 沿革概要

- 昭和22年 3月31日 熊本県立女子専門学校として発足
- 昭和24年 3月25日 熊本女子大学設置について文部大臣より認可  
4月1日 熊本県立女子専門学校長医学博士北村直躬初代学長となる  
5月2日 第1回入学宣誓式挙行  
5月21日 開学記念式挙行
- 昭和26年 2月28日 教職課程設置について文部省より承認  
3月31日 熊本県立女子専門学校自然廃校  
4月1日 栄養士養成施設として生活学科が厚生大臣より指定
- 昭和28年 1月31日 学部名称変更（学芸学部を文家政学部）に学科名称変更（生活学科を家政学科）に学生定員増加（家政学科40名を60名）について文部省より承認  
3月3日 第1回卒業証書授与式挙行
- 昭和29年 11月18日 文部大臣より教育職員免許法第5条別表第1備考第1号の規定に基づく正規の課程の認定を受けた。
- 昭和31年 3月11日 教育職員免許状授与の所要資格取得課程として、本学の聴講生の課程が文部大臣より認定
- 昭和32年 3月22日 学生定員増加（家政学科60名を80名）について文部省より承認
- 昭和33年 2月17日 学生定員増加（文学科国文学専攻20名を40名）について文部省より承認
- 昭和35年 1月20日 学科増設（文学科国文学専攻を国文学科に、文学科英文学専攻を英文学科に1学科増設）について文部省より承認
- 昭和37年 12月20日 学科増設「食物学科（学生定員40名）」、学生定員変更（家政学科80名を50名、国文学科40名を50名、英文学科20名を40名に）
- 昭和38年 4月1日 栄養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定
- 昭和40年 5月25日 創立15周年記念式典挙行
- 昭和42年 11月1日 国文学科教授村中末吉第二代学長となる

## 2. 熊本女子大学校歌 (昭和35.4.26 制定)

村中史朗 作詞  
信時 潔 作曲

見はるかす 阿蘇の山なみ まかがよふ 空をかぎれる  
新しき 朝の光よ 金峰の 峰の光よ  
むらさきに 山はにほひて 静もれる 夕の学園  
ときいろに 輝く校舎 夢多き 乙女の胸の  
集ひくる 乙女を見よや 琴線に 触るるは何ぞ  
科学する 叡知の瞳 人の世に 愛をもとめて  
思索する 清きおもごし 真理への 道をたどらん  
さはやけき みどりの風は さはやけき みどりの風は  
若き日の よろこび歌ふ 若き日の 望みを歌ふ  
ああわれら 命たたへん ああわれら 命たたへん

## 3. 熊本女子大学学生歌

(昭和38.8.2作曲 熊本女子大学創立15周年  
を記念して)

村中史朗 作詞  
笹原いね 作曲

一、悠久とはに 変らざる 阿蘇の山なみ 仰ぐとき  
春草萌ゆる この大地 託麻の原の 土の香に  
自然の息吹き 感じつつ 真理きわめん 情熱の  
かげろうのごと もえたちて 希望は胸に ふくらみぬ

二、棕櫚の葉かげに 憩ふとき 南の山の 谷間より  
白き夏雲 湧き立ちて 緑の風は 頬を撫づ  
朝な夕なに 進みゆく 文化の遺産 うけつぎて  
学びつとむる 乙女らの 瞳を見ずや その叡知

三、西金峰の 山はだを 秋の紅葉の 染むるとき  
思索の歩み 深みゆく 額にかかる わくら葉を  
手にとりもちて ひとりごつ 短き生命の 一こまも  
愛のともしび かがげつつ 人の心を 照らさばや

四、平和の鐘は 鳴りひびき 歴史は古き 城頭に  
女子大学は うまれたり 今この原に 聳えたつ  
みどりのいらか 幾星霜 したる梅の 匂ふごと  
清き学風 うちたてて とはに誇らん 吾が女大

## 4. 熊本女子大学学則

熊本県規則第473号（昭和28年）

### 第1章 目 的

（この大学の目的）

第1条 熊本女子大学（以下「大学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに基づき、女性最高の教育研究の機関として、広く一般教育を授けて高い知性と清純な品性を養うとともに、深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もつて社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。

### 第2章 学部及び学科

（学部等）

第2条 大学に文家政学部を置き、学部を分けて、次の4学科とする。

- 1 家政学科
- 2 食物学科
- 3 国文学科
- 4 英文学科

### 第3章 授 業 科 目

（授業科目の区分）

第3条 大学の授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、専門教育科目、保健体育科目及び教職課程科目とする。

（授業科目及び単位数）

第4条 一般教育科目の授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

第5条 外国語科目の授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

第6条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、左の各号に掲げる学科につき、当該各号に掲げる別表のとおりとする。

- 1 家政学科 別表第3
- 2 食物学科 別表第4
- 3 国文学科 別表第5
- 4 英文学科 別表第6

2 栄養士の資格を得ようとする者が履修しなければならない授業科目は、学長が別に定める。

第7条 保健体育科目の授業科目及びその単位数は、別表第7のとおりとする。

第8条 教職課程科目の授業科目及びその単位数は、別表第8のとおりとする。

### 第4章 履修方法、課程修了及び卒業の認定

（修業年限等）

第9条 大学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年をこえることができない。但し、休学期間はこれに算入しない。  
（履修授業科目の届出）

第10条 学生は、毎学期の始めに、履修希望の授業科目をあらかじめ学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（他学科生の聴講）

第11条 学生は、学長の許可を受けて、所属しない学科の授業科目を聴講することができる。

（授業科目試験）

第12条 授業科目の修了の認定は、授業科目試験によつて行なう。

2 授業科目試験の施行日は、当該授業科目の課程を修了した後とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りでない。

第13条 学生は、履修授業科目について、所定の出席基準に達しなければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

第14条 授業科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第15条 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の  
（単位等）

準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。

2 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。

3 実技、実習及び実験については、学修はすべて実験室、実習場等で行なわれるものとし、毎週3時間15週の実技、実験又は実習をもつて1単位とする。

（卒業論文審査）

第16条 卒業論文審査は、必要に応じて口頭試問をあわせて行なうことができる。

2 卒業論文審査に合格した者には、6単位を与える。

（卒業資格）

第17条 卒業資格の認定を得るためには、次表に掲げるところにより、区分に応じ授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

1. 食物学科の場合

区 分	授 業 科 目	単 位 数
一般教育科目	人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の3つの系列にわたってそれぞれ3科目以上、合計9科目以上	36単位以上
外国語科目	英語1科目の外、ドイツ語又はフランス語の2科目のうちいずれか1科目	12単位以上
専門教育科目		72単位以上 (卒業論文 6単位を含む)
保健体育科目		4 単 位

1. 家政学科、国文学科及び英文学科の場合

区 分	授 業 科 目	単 位 数
一般教育科目	人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の3つの系列にわたってそれぞれ3科目以上、合計9科目以上	36単位以上
外国語科目	英語1科目の外、ドイツ語又はフランス語の2科目のうちいずれか1科目	16単位以上
専門教育科目		68単位以上 (卒業論文 6単位を含む)
保健体育科目		4 単 位

(教育職員の資格)

第18条 教育職員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の定めるところにより、教職課程科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第 5 章 卒業及び学士号

(卒 業)

第19条 第17条の規定により、卒業資格の認定を受けた者には、その卒業を認め、卒業証書(別記様式)を授与する。

(学士号)

第20条 前条の規定により卒業した者は、家政学科及び食物学科にあつては家政学士、国文学科及び英文学科にあつては文学士と称することができる。

第 6 章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第21条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、左の2学期とする。

前 期 4月1日から10月20日まで

後 期 10月21日から翌年3月31日まで

(休業日等)

第22条 休業日は、左の各号に掲げるところによる。但し、学長は、第1号の場合を除き、授業の都合により、これを変更することができる。

1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

2 日 曜 日

3 開学記念日 5月2日

4 春季休業日 3月25日から4月10日まで

5 夏季休業日 7月11日から9月10日まで

6 冬季休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 臨時休業日については、学長が、その都度定める。

第 7 章 入学、休学、転学、退学及び除籍

(入学時期)

第23条 学年の入学時期は、学年の始めとする。

(入学許可)

第24条 入学は、左の各号の1に該当する者について、選考の上、学長が許可する。

1 高等学校を卒業した者

2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

3 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

4 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

5 文部大臣の指定した者

6 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣が行なう大学入学資格検定に合格した者

(再入学)

第25条 学長は、やむを得ない事由により退学した者で、さらに同一学科に入学を志願する者については、前条の規定にかかわらず、特に入学を許可することができる。

(入学手続)

第26条 前2条の規定により入学の許可を受けた者は、別に定める手続により、所定の期日までに手続をしなければならない。

(宣 誓)

第27条 入学の許可を受けた者は、その入学の際に、所定の宣誓をしなければならない。

(入学許可取消)

第28条 学長は、入学の許可を受けた者が、前2条の手続きをとらないときは、入学許可を取り消すことがある。

(休学及び復学)

第29条 学生は、疾病その他の事故により、引き続き2カ月以上修学することができない場合には、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学は、1年を越えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得てなお1年以内の休学をすることができる。

3 休学の事由がやんだときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学、転科及び退学)

第30条 学生は、転学、転科又は退学しようとするときは、その理由を付して、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第31条 学長は、学士号を有する者又は他の大学に在学した者で、大学に編入学を願い出た者について、選考の上、許可することができる。

(除籍)

第32条 学長は、学生が次の各号の1に該当する場合には、除籍することができる。

1 在学期間8年におよびなお卒業資格を得られない者

2 授業料の納付を怠る者

## 第8章 授業料、その他の費用

(授業料等)

第33条 授業料その他の費用については、県立学校の授業料等徴収条例(昭和23年熊本県条例第18号)の定めるところによる。

第9章 (略)

第10章 (略)

## 第11章 学生の定員

(学生の定員)

第37条 学生の定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 家政学科 毎年入学者 50人 総定員 200人

2 食物学科 毎年入学者 40人 総定員 160人

3 国文学科 毎年入学者 50人 総定員 200人

4 英文学科 毎年入学者 40人 総定員 160人

## 第12章 別科

(別科)

第38条 大学に別科を置くことができる。

2 別科に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第13章 図書館及び研究施設

(附属の図書館)

第39条 大学に附属の図書館をおく。

2 図書館に関し必要な事項は、学長が定める。

第40条 (略)

## 第14章 聴講生、外国人学生及び委託研究生

(聴講生)

第41条 学長は、学生でないもので、大学所定の授業科目の聴講を希望する者については、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

3 聴講生に関し必要な事項は、学長が定める。

(外国人学生)

第42条 学長は、外国人でこの大学に入学を志願する者については、選考の上、許可することができる。

(委託研究生)

第43条 大学の卒業生又は相当の学歴を有する者を委託研究生として、大学において、特定の研究をなさしめようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願出があつたときは、教授会の議を経て、許可することができる。

3 委託研究生の研究に必要な費用は、委託者の負担とする。

第15章 (略)

第16章 (略)

第17章 (略)

## 第18章 賞 罰

(表彰)

第49条 学長は、学生の本分を全うし、特に他の模範となると認められる者があるときは、これを表彰する。

(懲戒)

第50条 学長は、次に掲げる各号の1に該当すると認められる場合は、教授会の議を経て懲戒に処することができる。

- 1 性行不良で、改善の見込がないと認められる場合
  - 2 学業劣等で、成業の見込がないと認められる場合
  - 3 正当の理由がなくて出席常でない場合
  - 4 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した場合
- 2 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

### 第19章 雑 則

(雑 則)

第51条 この学則に定のあるものを除く外、必要な事項は、学長が定める。

#### 別表第1

一般教育科目の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	講 義	実験又は実習	
人文科学関係			
哲 学	4		
倫 理 学	4		
心 理 学	4		
美 学 及 び 美 術 史	4		
文 学	4		
音 楽 概 論 及 び 音 楽 史	2		
音 楽 実 技		2	
小 計	22	2	
社会科学関係			
法学(日本国憲法2単位を含む)	4		
社 会 学	4		
経 済 学	4		
歴 史 学	4		
家 政 学	4	2	
統 計 学	4		
教 育 学	4		
小 計	28	2	
自然科学関係			
数 学	4		
物 理 学	4	1	

化 学	4	1	
生 物 学	4		
生 理 学	4	1	
小 計	20	3	
合 計	70	7	

#### 別表第2

外国語科目の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	演 習		
英 語		8	
ド イ ツ 語		8	
フ ラ ン ス 語		8	
合 計		24	

#### 別表第3

家政学科の専門教育科目の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	講 義	実験又は実習	
※家 政 学 原 論	4		※印は必修科目を示す
※家 族 関 係 論	4		
※家 族 法 学	4		
家 族 心 理 学	2		
家 族 史 学	2		
家 族 社 会 学	2		
家 族 問 題 特 論	2		
社 会 福 祉 学	4		
※家 庭 管 理 学	4		
※家 庭 機 器 論	4	1	
※家 庭 経 済 学	4		
生 計 費 論	2		
流 通 論	2		
国 民 所 得 論	2		



商	品	学	2		
※住	居	学	4		
室	内	装	2		
住	居	史	2		
※栄	養	学	4		
※食	品	学	4		
調	理	理	4		
※調	理	実		6	実習4単位必修 実験2単位
食	品	化	4		
栄	養	化	4		
食	品	加	4		
生	理	貯	4		
公	衆	衛	4	1	
児	童	学	4		
育	児	概	2		
※看	護	学	4		
衛	生	学	4		
栄	養	学	4		
学	校	保	4		
※被	服	学	2		
※被	服	材	4	2	必修4単位(実験2単位 を除く)
紡	織	学	2		
服	装	美	2		
服	装	史	4		
洋	裁	理	2		
※洋	裁	実		6	2単位必修
和	裁	理	2		
※和	裁	実		4	2単位必修
手	芸	実		2	
被	服	整	2	2	
染	色	理	2	1	
意	匠	学		2	
色	彩	学	2		
美	術	鑑		3	
賞	及	び			
美	術	製			
作					
合	計		130	30	

(備考 昭和43年度入学生から適用する)

別表第4

食物学科の専門教育科目の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	備 考
※家 政 学 概 論 (家族関係)	4	講 義	※印は必修科目を示す
家 政 管 理 学	4	講 義	
家 庭 機 械 及 び 家 庭 工 作 (設計及び製図を含む)	5	講義及び実習	実習1単位
住 居 学 概 論	4	講 義	
※栄 養 学 概 論	2	講 義	
食 生 活 史	2	講 義	
※栄 養 化 学	6	講義及び演習	
栄 養 生 理 学	4	講 義	
※栄 養 病 理 学	4	講 義	
※育 児 学	4	講義及び演習	
栄 養 学 特 論	4	講義及び演習	
栄 養 学 実 験	2	実 験	
特 殊 栄 養 学 実 習	3	実 習	
※食 品 化 学	4	講義及び演習	
※食 品 学 概 論	4	講義及び演習	
応 用 微 生 物 学	2	講 義	
食 品 加 工 貯 蔵	6	講義及び演習	
食 品 学 実 験	3	実験及び実習	
衛 生 法 規	2	講義及び演習	
※公 衆 衛 生 学	4	講 義	
衛 生 学 特 論	4	講 義	
公 衆 衛 生 学 実 習	2	実験及び実習	
※食 品 衛 生 学	4	講 義	
食 品 衛 生 学 実 験	2	実験又は実習	
栄 養 指 導 理 論	6	講義及び演習	
給 食 管 理 理 論	2	講義及び演習	
給 食 管 理 実 習	2	実 習	
調 理 理 論	4	講 義	
※調 理 実 習	6	実 習	
※食 糧 経 済	4	講 義	

社 会 福 祉	4	講 義	
生 物 化 学	4	講 義	
調 理 実 験	2	実 験	
被 服 学 概 論	2	講 義	
被 服 材 料 学	4	講 義	
洋 裁 理 論	2	講 義	
洋 裁 実 習	2	実 習	
計	129		

別表第5

国文学科の専門教育科目の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	講 義	演 習	実験又は実習	
言 語 学 概 論	4			※印は必修科目を示す。
※国 語 学 概 論	2			
※国 語 学 史	2			
国 語 音 韻 論	2			
音 声 言 語 学	2			
文 章 表 現 論	2			
※国 語 学 演 習		4		
※国 文 学 概 論	2			
※国 文 学 史	4			
※国 文 学 特 殊 研 究 (1)	4			
※国 文 学 特 殊 研 究 (2)	4			
※国 文 学 特 殊 研 究 (3)	4			
国 文 学 作 品 研 究 (1)		4		
国 文 学 作 品 研 究 (2)		4		
国 文 学 作 品 研 究 (3)		4		
※国 文 学 演 習		4		
中 国 文 学 史	4			
※漢 文 学 作 品 研 究		4		
欧 洲 文 学 史	4			
演 劇 概 論	4			
史 学 概 論	4			

国 史 学 特 殊 研 究	4		
日 本 文 化 史	4		
西 洋 文 化 史	4		
中 国 文 化 史	4		
日 本 考 古 学	4		
美 術 鑑 賞			2
合 計	68	24	2

別表第6

英文学科の専門教育科目の授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	講 義	演 習	実験又は実習	
言 語 学 概 論	4			※印は必修科目を示す。
英 語 学 概 論	4			
※英 文 法 概 論	4			
※英 語 音 声 学	4			
※英 語 発 達 史	4			
※英 語 学 演 習		4		
英 語 学 特 殊 研 究	4			
※英 作 文 (1)		4		
英 作 文 (2)		4		
※英 会 話 (1)		4		
英 会 話 (2)		4		
※英 文 学 史	4			
※米 文 学 史	4			
英 米 批 評 文 学	4			
※英 詩 概 論	4			
英 米 文 学 特 殊 研 究	4			
英 米 文 化 史	4			
英 米 文 学 作 品 研 究 (1)		4		
英 米 文 学 作 品 研 究 (2)		4		
※英 米 文 学 演 習		4		
欧 洲 文 学 史	4			
演 劇 概 論	4			

史学概論	4		
西洋史概論	4		
西洋文化史賞	4		
美術鑑賞			2
合計	68	32	2

別表第7

保健体育科目の授業科目及び単位数

授業科目	単位数		備考
	講義	実技	
健康教育概論及び体育理論 体育実技	2	2	
合計	2	2	

別表第8

教職課程科目の授業科目及び単位数

授業科目	単位数		備考
	講義	実習	
教育原理	4		
教育史概説	4		
教育社会学	2		
教育心理学	3		
青年心理学	3		
教科教育法	3		
学校衛生	2		
教育実習		3	
図書館学	2		
道徳教育の研究	2		
合計	25	3	

別記様式

第 号	熊 本 女 子 大 学 長 氏	年 月 日	の 印	熊 本 女 子 大 学	本 籍 地	生 年 月 日	名
				の 印	氏	名	
卒業証書 本学文家政学部家政学科〔 <u>食文化</u> 〕 <u>英国文学</u> 学科所定の課程を修めたのでここに卒業証書を授与し家政学士(文学士)と称することを認める。							
名 熊 本 女 子 大 学 の 印							

(備考)  
この様式中不用の文字は使途に従いまつ消すること。